

意見書案第14号

介護保険制度の保険給付から「要介護1・2」を外さないことを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月 2日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者	取手市議会議員	池田	慈
〃	〃	結城	繁
〃	〃	遠山	智恵子
〃	〃	石井	めぐみ
〃	〃	関川	翔

## 介護保険制度の保険給付から「要介護1・2」を外さないことを求める意見書（案）

介護保険制度は介護を社会全体で支え、介護の重度化を予防し、住み慣れた地域で安心して生活を送れるようにと生まれた社会保障です。2000年の法施行から16年が経過し、介護の社会化が定着してきました。

2015年の制度改定では、2025年以降の介護高齢者の急増を予測し、それに伴う財源確保から、要支援1・2の予防給付の中の訪問介護による「生活支援」と「通所介護」サービスを、市町村による総合支援事業に移行と決まりました。3年間の移行期間を経て2018年度実施となります。

第7期（2018年から2020年度）の介護保険事業計画に向け、社会保障審議会の中で、軽度者（要介護1・2が想定）の生活援助や福祉用具貸与を保険給付から外そうと検討もされました。そのことに市民は大きな不安を感じています。

軽度介護者にとっての生活支援サービス等は、重度化の予防につながるものです。これを保険給付から外すことは、高齢者の在宅生活を脅かすだけでなく、将来的な給付費用の増大につながり、制度の持続可能性に対しても逆効果ではないかと思われまます。

政府が掲げる「介護離職者0」も、在宅サービスが充実し、早期に適切なサービスにつなげられる基盤整備があつてこそではないでしょうか。

以上の理由から、要介護1・2の要介護者が、在宅で安心して暮らしていくために、これまでどおり介護保険給付から「要介護1・2」を外さないよう以下の事項について要望いたします。

### 記

1、 介護保険制度の保険給付から「要介護1・2」を外さないこと。

2、 ケアプラン作成は、全額保険給付で継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣 衆参両院議長